

時事新報

## 英國新内閣の組織

影響はある可きか我國人の須らく注意す可き所なる可し以上は内閣組織の電報に接して取敢へず所見を述べたるに過ぎず不日詳報を得て更に論ずるみどもある可し

主  
義  
報

○昨日の内閣　は一大臣も出頭せず伊東書記官長午前定時より召開し他の書記官等と取調べものを爲し午後一時頃退出したりと

○英國內閣の交迭　英國にては總選舉に在野黨多數を得たるの結果として保守黨内閣總理大臣ソールズベリー侯は辭表を呈出したる由倫敦八月十三日發の報に見たるが故にグラッドストーン氏の内閣組織を報ずるも近日に在るべしと待ち構へたる折柄一昨十八日午後二時二十九分露京セントピーターズボルグ發にて昨日午前八時四十五分其筋に達したる電報に據れば新内閣成りて

總理大臣には　グラッドストーン氏

分では左の如し

保守	聯合自由	自由	愛國二派
二六二	五二	二七四	八〇
自治案反対者合計三一四	自治案賛成者合計三五四		

右は六百六十八人を分ちたるものなれば當日未だ決定せざりし他の二人は孰れに屬するか知るべからずと雖も假りに悉く自由黨に入るとするも都合四十二人の多數なり此多數は永く維持さるゝや否や前には自治案の大問題をかゝへ後楯と頼む黨與は四十の多數に過ぎず  
グ氏の内閣困難なさにわらざるなり

○英國外務大臣 英國上院のグラツィードストーン黨は比較上甚だ少く且ランディル卿の死去以來は充分首領となるに足るの人物なしと雖も獨り今度外務大臣となるしローリーズベリー卿は鑑々の聞えある人なり既に千八百八十六年グ氏が第三回目に内閣に入りし時外務大臣となりセルヴィイヤとバルガリヤ間の戰争より起りし困難なる外交問題を處理して大に民望に稱ひしみどあり今度は即ち二度目の舞臺なり其略傳は明日の紙上に記すべし

○軍艦萬城の漁業観察 貴族院議員にして兼て水產事業に熱心なる村田保、松平信正、西五辻文仲、櫻井伊兵

○高嶋樞密  
別荘に赴く  
○北垣北海  
出京し夫よ  
見込なりと  
○岡山県知  
件に付内務  
町二丁目の  
○柳下内務  
として出張  
回を終りた  
ありたりと  
○國館控訴  
山政敬氏が  
檢事今井良  
東京地方裁  
○横濱市會  
○青森縣の  
別指定法と  
付き種々の

○他の閣員は如何。電報未だ其他を報せされば知由なしと雖も先日着最近の米國新聞に愛蘭黨領事一人オーラン氏が豫報せる所なりとて倫敦十三日發の電文を覗せたるを見るに其役割左の如

總理大臣兼大藏大臣  
大藏大臣 ウイリヤム・ヴァーノン・ハーヴィート氏  
監察議長  
スミソナリー自

相談院議長 愛蘭事務大臣 フランモーレー氏

外務大臣  
陸軍大臣  
内閣大臣  
ローブベリー伯  
ヘンリー・カムベル  
バンナーマン氏  
テノバ  
ノ・由

印度事務大臣  
愛蘭大守  
キンハーレー伯  
アバーデーン伯

ビール氏がアントルニー・セザーラーに「シリーレブリゼル氏が解説監修にアーサー・タブリニー、ビール氏が下  
ル氏が解説監修にアーサー・タブリニー、ビール氏が下

院議長に夫々任命せるべしと諱言せり而して其内外務大臣と總理大臣は果して當りたれども他は詳報に接せ

されば知るべからず又グ氏は兼官なくして只だ總理大臣の専任なるや如何ん是亦未だ詳かならず

グラッドストーン氏は千八百三十二年の總選舉に  
當らざるにて議員となりしより政海に游泳するふと六十年

の間内閣を組織したるは最初が千八百六十八年十二月九日デスレリー氏即ちビーコンスフィールド卿の後を

受け千八百七十四年二月に同卿と交替し第二が千八百八十年四月二十八日同卿の後を受け同八十五年六月又

ソールズベリー侯と交替し第三が千八百八十六年二月六日同様の後を受け内閣を總理するみどりなりたれ然

も同年四月八日提出せし愛蘭自治案は氏の爲めに大不釈として六月九日第二議會の折、三十の多數にて

決されたる爲め議院を解散して國民に訴へたれども結果は保守、聯合自由二黨の多數となりナレズ遂に八月

果と併せ、職位は一概の多寡なりけれども、選に際しては三日を以て議院を召集せずして辭職しソールズベリーーを代りて以て今日こぞれ正して下達の間違ひを除く。

便を作りて以て今日に至れり左れば年貯の入出と算定  
回目なり

○四回目の今度の内閣は比運命如何ん本紙第一ページにも云ふが如く甚だ疑ばしき所あり倫敦七月廿六日發

の報によりて當日までに取調べたる新撰組員の無事な

卷之三

○高嶋樞密  
別荘に赴く  
○北垣北海  
出京し夫よ  
見込みりど  
○岡山県知  
件に付内務  
町二丁目の  
○柳下内務  
として出張  
回を終りた  
ありたりと  
○國館控訴  
山政敬氏が  
檢事今井良  
東京地方裁  
用するみど  
○撰舉法違  
割とするみ  
別指定法と  
付き種々の  
まらざる如  
別指定法を  
用するみど  
○撰舉法違  
右衛門氏は  
進、北村山  
と被告とし  
其大要は右  
に共謀し他  
錢を授與し  
詳記し一二  
二號議院法  
○府下のニ  
(三十八)麻  
(三十九)の  
○各地の赤  
其筋へ達し  
するのみとし  
週日内に通  
日田中檢事  
するふとし  
連下の赤旗  
亡九人にし  
人なり  
八月  
辛卯郡其他  
初發よりの  
百十七名に  
大堀郡森野  
名の蟲若者  
付目下矢々  
替商片岡  
綱賃買入  
人中村秀  
し處四十間  
柳原通りを